

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市川島土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成22年5月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	入谷 恒夫	高松市川島東町1111番地17	平成22年1月25日

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	長尾 勤	高松市川島東町1033番地2	平成22年4月1日